

久留米市文化財保護条例

第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 34 条 委員会は、市の区域内に存する記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 37 条第 1 項の規定により福岡県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを久留米市指定史跡、久留米市指定名勝又は久留米市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(昭 51 条例 13・旧第 30 条繰下・一部改正、平 17 条例 8・一部改正)

(解除)

第 35 条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会はその指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第 109 条第 1 項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったとき、又は県条例第 37 条第 1 項の規定による福岡県指定史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定を解除する場合には第 5 条第 2 項の規定を、前項の場合には同条第 4 項の規定を準用する。

(昭 51 条例 13・旧第 31 条繰下・一部改正、平 17 条例 8・一部改正)

(標識等の設置)

第 36 条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(昭 51 条例 13・旧第 32 条繰下、平 17 条例 8・一部改正)

(土地の所在等の移動の届出)

第 37 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第 39 条において準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭 51 条例 13・旧第 33 条繰下・一部改正、平 16 条例 140・一部改正)

(現状変更等の制限)

第 38 条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会が別に定める。

3 第 1 項の許可を与える場合には、第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(昭 51 条例 13・旧第 34 条繰下・一部改正)

(準用規定)

第 39 条 第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第 10 条中「管理」とあるのは「管理及び復旧」と、第 12 条、第 15 条及び第 18 条中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

(昭 51 条例 13・旧第 35 条繰下・一部改正、平 17 条例 8・一部改正)

2010/10/19